

令和8年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る実施予定事業の確認について

(1) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）

1. 対象事業者

施設類型：幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園

設置者種別：学校法人

※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

2. 交付基準額

1園あたり180万円

3. 補助率

幼稚園：府(国) 1/3

幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園：府(国) 1/2

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

4. 補助対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

※補助対象期間は変更となる場合があります。

5. 補助対象経費

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）。

ただし、遊具の場合は1台50万円以上であること、運動用具・教具・保健衛生用品の場合は、一式の購入につき10万円以上であることを条件とします。

※補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するものを補助対象経費とします。

※個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。

6. 交付する額の上限

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）

算式：
$$\left(\left[\text{交付基準額} \right] \text{ または } \left[\text{補助対象経費の総額} \right] \text{ のいずれか低い額} \right) \times \text{補助率}$$

7. 留意事項

・本事業金の目的に沿わない経費や根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。

・交付決定年度の翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合、府（国）の負担割合を1 / 2 以内として補助の対象とします。

・経費の効率的な執行の観点から、2 社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。

・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。

(2) 認定こども園等の業務体制への支援（認定こども園等への円滑な移行のための準備支援）

1. 対象事業者

施設類型：新制度に移行していない幼稚園

設置者種別：学校法人

※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

2. 交付基準額

1園あたり229万4千円

3. 補助率

府(国) 1/2

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

4. 補助対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

※補助対象期間は変更となる場合があります。

5. 補助対象経費

認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務に係る外部への委託費等

6. 交付する額の上限

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）

算式：
$$\left(\left[\text{交付基準額} \right] \text{ または } \left[\text{補助対象経費の総額} \right] \text{ のいずれか低い額} \right) \times \text{補助率}$$

7. 留意事項

- ・交付対象となる園は、認定こども園の認可等を受けること。原則として、交付決定をした年度内に認定こども園の認可等を受けない場合は、補助条件違反として交付額の返還を命じます。
- ・本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行うものを雇用する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により、本事業の対象となる部分分かるようにしてください。
- ・当該業務と他の業務をあわせて外部へ委託する場合は、契約内容等により、当該業務に係る部分が明確に分かるようにしてください。
- ・本事業の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。
- ・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。

・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。

(3) 認定こども園等の業務体制への支援（補助員等の配置による園務の平準化支援）

1. 対象事業者

施設類型：施設型給付を受ける幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）

設置者種別：学校法人・宗教法人・個人

※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

2. 交付基準額

1園あたり29万6千円

3. 補助率

府(国) 1/2

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

4. 補助対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

※補助対象期間は変更となる場合があります。

5. 補助対象経費

朝の登園時等の業務負荷が大きい時間帯において、幼稚園の入口における園児の受け入れ、園児の建物内への誘導及び担任教員に対する登園状況の報告等により、担任教員等の業務負荷を軽減し、もって園務の平準化を図ることを目的として、新たに補助員等を配置するために必要な経費

6. 交付する額の上限

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）

算式：
$$\left(\left[\text{交付基準額} \right] \text{ または } \left[\text{補助対象経費の総額} \right] \text{ のいずれか低い額} \right) \times \text{補助率}$$

7. 留意事項

・補助対象となるのは、朝の登園時等に担任教員等の業務負荷を軽減し、園務の平準化を図ることを目的として、交付決定年度に新たに補助員等を配置した場合に限ります。

・補助を受けて配置する者は、幼稚園教諭免許状あるいは保育士資格を有する者や教育補助員として勤務経験のある者等、子どもの命を預かる業務にあたる知見や経験のある者とするともに、園長や担任教員等との連携の下、子供を安心・安全に育む業務体制を構築してください。

・配置初年度に係る経費のみを補助対象としてください。同一の園に対して2年目以降の経費を補助対象とすることは認められません。

・チーム保育加配加算等、人員配置に係る他の補助制度により国費での支援を受けている者に係る重複受給は認められ

ません。

・本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行う者を配置する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分がわかるようにしてください。

・当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務に係る部分が明確にわかるようにすること。

・本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。

・経費の効率的な執行の観点から、2 社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。

・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。

(4) 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

1. 対象事業者

施設類型 : 幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園

設置者種別 : 幼稚園・幼稚園型認定こども園は、学校法人・宗教法人・個人

幼保連携型認定こども園は、学校法人

※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

2. 交付基準額

研修参加教職員 1人あたり 5,000円 (5,000円×参加教職員数)

※同一の教職員が複数回受講する場合、参加人数として重複して計上することはできません。

例：研修①参加者：Aさん Bさん

研修②参加者：Aさん Bさん Cさん

研修③参加者：Cさん Dさん

⇒単純に合計すると7人ですが、A～Cさんを重複して計上できないため、この場合は【4人】となります。

3. 補助率

府(国) 1/2

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

4. 補助対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日(予定)

※補助対象期間は変更となる場合があります。

5. 補助対象経費

ア) 認定こども園における教育の質を向上させるために行う研修

イ) 幼稚園・保育所の教職員の合同研修

ウ) 幼稚園と保育所等の連携に係る研修

上記のうち、賃金、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料、賃借料、研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費用 等

※補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するものを補助対象経費とします。

※個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。

※他補助金や諸加算の対象研修や、教育の質の向上に直接資さない研修(新人研修、管理職研修等)、

研修という名目で開催されないもの(講演会、劇、音楽会、練習会、個人の実技訓練)は補助対象外です。

6. 交付する額の上限

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。(千円未満切捨)

算式：
$$([\text{交付基準額}] \text{ または } [\text{補助対象経費の総額}] \text{ のいずれか低い額}) \times \text{補助率}$$

7. 留意事項

- ・本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。
- ・経費の効率的な執行の観点から、2 社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。
- ・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。

(5) 幼児教育の質の向上のための ICT 化支援

1. 対象事業者

施設類型 : 幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園

設置者種別 : 学校法人

※ 実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

2. 交付対象基準額

100万円(6学級以下)

150万円(7学級以上)

3. 補助率

府(国) 1/2

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

4. 補助対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日(予定)

※補助対象期間は変更となる場合があります。

5. 補助対象経費

- ①幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下のⅠからⅣに掲げる機能を1つ以上有するシステムを導入するために必要となる経費(システム導入に必要な端末等の備品やインターネット環境の整備等を含む)
 - Ⅰ. 教育に係る計画・記録に関する機能
 - Ⅱ. 園児の登園及び降園の管理に関する機能
 - Ⅲ. 保護者等の連絡に関する機能
 - Ⅳ. キャッシュレス決済に関する機能
- ②上記機能を使用するために必要な端末等の備品の更新費用
- ③学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)に基づく犯罪事実確認及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)に基づくデータベース活用等を実施するための端末等の購入及び通信環境の整備等に必要となる経費。

※補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するものを補助対象経費とします。

※個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。

〈対象となる事業の例〉

- ・ 作成した資料を保存や共有するためのシステムの導入
- ・ 教育に係る資料の作成を容易にすることのできるシステムの導入
- ・ 保護者との情報共有や連絡を円滑に行うためのシステム等の導入
- ・ 上記のシステム導入に必要なパソコン・タブレット端末等の導入やインターネット環境の整備

6. 交付する額の上限

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）

算式：
$$\boxed{([\text{交付基準額}] \text{ または } [\text{補助対象経費の総額}] \text{ のいずれか低い額}) \times \text{補助率}}$$

7. 留意事項

- ・リース料、保守費等は申請年度に係る費用のみ対象です。既に導入済のシステムや端末等に係る費用は対象外です。
- ・システム導入に必要な Wi-Fi ルーター設置等の通信環境の整備に係る経費も対象です。ただし、大規模な改修工事を伴う場合は対象外とします。
- ・本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。
- ・経費の効率的な執行の観点から、2 社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。
- ・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。
- ・一つの園において令和 7 年度以降で補助を受けた最終年度から 5 年間は、補助を受けることができません（やむを得ない事情による場合を除く。）。